

令和3年11月定例会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和3年11月9日 開会

令和3年11月9日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和3年 埼玉県央広域事務組合議会会議録
11月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
11月9日(火)	
○開 会	6
○開 議	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○議案第11号～議案第17号の上程、説明	8
○一般質問	13
15番 諏訪善一良 議員	13
○議案第11号の質疑、討論、採決	26
○議案第12号の質疑、討論、採決	26
○議案第13号の質疑、討論、採決	27
○議案第14号の質疑、討論、採決	28
○議案第15号、議案第16号の質疑、討論、採決	29
○議案第17号の質疑、討論、採決	32
○管理者のあいさつ	32
○閉 会	33
<hr/>	
署名議員	35
参考資料	
議決結果一覧表	37

埼玉県央広域事務組合告示第10号

令和3年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月2日

埼玉県央広域事務組合管理者 原 口 和 久

- 1 期 日 令和3年11月9日（午前9時）
- 2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15名

1 番	金 子 裕 太 議 員	2 番	諏 訪 三 津 枝 議 員
3 番	坂 本 国 広 議 員	4 番	山 中 敏 正 議 員
5 番	岡 野 千 枝 子 議 員	6 番	村 田 裕 子 議 員
7 番	岡 村 有 正 議 員	8 番	潮 田 幸 子 議 員
9 番	織 田 京 子 議 員	10 番	秋 谷 修 議 員
11 番	阿 部 慎 也 議 員	12 番	保 坂 輝 雄 議 員
13 番	新 島 光 明 議 員	14 番	日 高 英 城 議 員
15 番	諏 訪 善 一 良 議 員		

○ 不 応 招 議 員 なし

令和3年11月埼玉県中央広域事務組合議会定例会 第1日

令和3年11月9日（火曜日）

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第11号から議案第17号の上程、提案趣旨説明
- 6 一般質問
- 7 議案第11号の質疑、討論、採決
- 8 議案第12号の質疑、討論、採決
- 9 議案第13号の質疑、討論、採決
- 10 議案第14号の質疑、討論、採決
- 11 議案第15号、議案第16号の質疑、討論、採決
- 12 議案第17号の質疑、討論、採決
- 13 管理者のあいさつ
- 14 閉 会

○出席議員 15名

1番	金子裕太	議員	2番	諏訪三津枝	議員
3番	坂本国広	議員	4番	山中敏正	議員
5番	岡野千枝子	議員	6番	村田裕子	議員
7番	岡村有正	議員	8番	潮田幸子	議員
9番	織田京子	議員	10番	秋谷修	議員
11番	阿部慎也	議員	12番	保坂輝雄	議員
13番	新島光明	議員	14番	日高英城	議員
15番	諏訪善一良	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管理者	原口和久
副管理者	小野克典
副管理者	三宮幸雄
監査委員	田口勉
会計管理者	大塚泰史
参事兼事務局長	小林宣也
消防長	新井正
本部次長	黒沼浩二
本部次長	黒沢高志
副参事兼 予防課長	卯月光弘
鴻巣消防署長	中根一雄
桶川消防署長	田中啓文
北本消防署長	金子誠
消防総務課長	千村茂
警防課長	森正幸
救急課長	岡田正夫
指令課長	小林正士
総務課長	島田英樹

○本会議に出席した事務局職員

書
書

記
記

福 島 大 輔
柳 澤 宏

書
書

記
記

千 葉 昌 子
小 杉 友 紀

(開会 午前 9時02分)

◎ 開会の宣告

日高英城議長 ただいまから令和3年11月埼玉県中央広域事務組合議会定例会を開会いたします。
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開議の宣告

日高英城議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

日高英城議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。
4番、山中敏正議員、11番、阿部慎也議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎ 会期の決定

日高英城議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、11月9日の1日間といたしたいと思っております。これに異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

日高英城議長 ご異議ないものと認めます。
よって、会期は11月9日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

日高英城議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりで
ございます。ご了承願います。

◎ 諸般の報告

日高英城議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和2年度及び令和3年度の5月分、令和3年6月分、7月分及び8月分の例月出納検査結果報告書並びに定例監査報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告させます。

千葉書記。

〔書記朗読〕

日高英城議長 ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布しておりますので、ご了承願います。

◎ 行政報告

日高英城議長 日程第4、行政報告を行います。

小林参事兼事務局長から行政報告を求めます。

小林参事兼事務局長。

〔小林宣也参事兼事務局長登壇〕

小林宣也参事兼事務局長 おはようございます。それでは、令和3年7月議会定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してご報告申し上げます。北本東分署敷地の売払い事務の完了についてでございますが、本年3月26日に埼玉県と締結しました土地の売買契約及び物件移転補償契約に基づき、歩道に係る花壇の一部撤去及びガス仕切り弁移設の工事を実施し、9月30日付で埼玉県に土地の引渡しを行いました。土地代金331万7,330円は8月16日に、物件移転補償金136万5,950円は10月18日にそれぞれ入金され、消防施設整備基金へ積立てを行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送状況についてでございますが、令和3年11月7日現在、当消防本部で救急搬送した事案は、管内住民137名及び管外住民41名の合計178名となっております。7月定例会の報告から87名の増加となっております。

次に、熱中症による救急搬送人員についてでございますが、本年4月26日から10月3日までの約5か月間の熱中症による救急搬送人員は110名で、昨年同時期と比較すると64名減少しました。なお、亡くなられた方はおりませんでした。

続きまして、県央みずほ斎場に関してご報告申し上げます。本年4月1日から10月31日までの7か月間の利用状況についてでございますが、火葬件数は合計1,649件で、前年度と比較して156件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は約9.2件でございました。また、葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて334件で、前年度と

比較して7件の増加となり、1日当たりの利用件数は約1.9件でございました。

なお、小動物の火葬件数につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、御覧いただきたいと存じます。

以上、誠に簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

◎ 議案第11号～議案第17号の上程、説明

日高英城議長 続きまして、日程第5、議案第11号から議案第17号までの7件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 おはようございます。本日ここに、令和3年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

今回ご提案申し上げました議案は6件でございます。これより議案の番号に従いましてご説明申し上げます。

最初に、議案第11号 埼玉県央広域事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、職員のサービスの宣誓の際に対面での署名を不要とするため、改正を行うものでございます。

次に、議案第12号 埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、本年8月10日付の令和3年人事院勧告において、国家公務員の期末手当を0.15月分引き下げることとされたことを参考に、特別職職員の期末手当につきましても、年4.45月から年4.30月へと引き下げようとするものでございます。

次に、議案第13号 令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

これは、令和3年度における第2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,830万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,794万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、歳入は鴻巣市から受け入れる交付税算入負担金の処理及び令和2年度決算の確定に伴う斎場特別会計からの繰入金及び繰越金の処理を行い、歳出は財政調整基金積立金を追加するものでございます。

次に、議案第14号 令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）について

でございます。これは、令和3年度における第1回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,798万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,449万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、令和2年度決算の確定に伴う繰越金の処理などを行うものでございます。

次に、議案第15号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定についてでございます。

本決算につきましては、決算報告書及び監査委員の決算審査の結果に基づきます意見書を配布してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

まず、歳入における収入済額の合計は40億6,631万2,428円となりました。一方、歳出における支出済額の合計は39億9,512万9,673円となりまして、令和2年度に予定した施策を計画どおり執行することができました。なお、予算に対する執行率は98.3%であり、歳入歳出差引き残額は7,118万2,755円となり、予備費を除いた予算に対する執行率は98.4%でございました。

次に、議案第16号 令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についてでございます。本決算につきましても、議案第15号と同様、決算報告書及び監査委員の決算審査の結果に基づきます意見書を配布してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

まず、歳入における収入済額の合計は2億4,061万4,412円となりました。一方、歳出における支出済額の合計は2億2,162万6,052円となりました。なお、予算に対する執行率は93.7%であり、歳入歳出差引き残額は1,898万8,360円となり、予備費を除いた予算に対する執行率は94.9%でございました。

以上が、今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

日高英城議長 次に、議案第17号の提案理由の説明を求めます。

潮田幸子議員。

〔8番 潮田幸子議員登壇〕

8番 潮田幸子議員 ただいま上程いただきました議案第17号につきまして説明いたします。

この議案の提出者は、私潮田幸子、賛成者は岡野千枝子議員、村田裕子議員、諏訪善一良議員、秋谷修議員、山中敏正議員であります。

内容といたしましては、議案第12号と同様に、本年8月10日付の令和3年人事院勧告において、国家公務員の期末手当を0.15月分引き下げることとされたことを参考に、議員の期末手当につきましても令和3年12月期分を2.075月に、令和4年6月期以降分を2.15月とし、年間合計4.45月から4.30月に引き下げようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

日高英城議長 次に、議案第11号から議案第16号の細部説明を求めます。

小林参事兼事務局長。

〔小林宣也参事兼事務局長登壇〕

小林宣也参事兼事務局長 それでは、議案第11号から議案第17号までの7議案（P. 13「議案第16号までの6議案」に発言訂正）につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第11号 埼玉県央広域事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、職員のサービスの宣誓に関する政令の改正に基づき改正を行うもので、面前及び署名に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することを規定するものでございます。

次に、議案第12号 埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第1条は、特別職職員の12月期の期末手当を2.075月に引き下げ、6月期との年間合計を4.30月としたものでございます。

第2条につきましては、令和4年度以降の期末手当の支給月数を6月期及び12月期とも同一の割合とするものでございます。

次に、議案第13号 令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きください。第2表、債務負担行為でございますが、今年度中に鴻巣天神分署整備事業に係る設計業務の契約を締結するため、期間と限度額を設定させていただくものでございます。

補正予算書の10、11ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目2節組合市特別負担金の交付税算入負担金4,513万1,000円につきましては、鴻巣市に一括算入されます交付税のうち、当組合の一般会計分として受け入れるものでございます。

その下、7款2項1目1節斎場特別会計繰入金は、令和2年度斎場特別会計決算の確定によるもので、斎場特別会計より繰入れをするものでございます。

その下、8款1項1目1節繰越金は、令和2年度一般会計決算の確定によるものでございます。

12、13ページをお開きください。歳出でございます。2款1項1目24節積立金は、歳入で説明申し上げました鴻巣市からの受入れの交付税算入負担金及び令和2年度決算の確定により財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第14号 令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

8、9ページをお開きください。歳入でございます。4款1項1目1節繰越金は、令和2年度決算の確定によるものでございます。

10、11ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目27節繰出金は、決算の確定額

を財政調整基金へ積み立てるため、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、議案第15号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について説明申し上げます。

初めに、歳入についてですが、決算書の8、9ページと、決算報告書の14ページをお開きください。1款1項1目1節組合市負担金でございますが、この負担金につきましては、共通経費と消防経費、斎場経費から成っております。共通経費は、消防と斎場業務に共通する経費であり、議会費、一般管理費等に係る経費の2分の1を消防経費と斎場経費に加算し、それぞれの負担率に応じて各組合市から負担いただいております。消防経費は、各組合市の前年度の普通交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額の割合により、斎場経費は各組合市の前年の10月1日現在の住民基本台帳登録人口による人口割合により負担いただいております。

次に、決算書の10、11ページの上段と決算報告書の15ページを御覧ください。4款1項1目1節消防費県補助金は、桶川消防署に配備しました生物・化学災害対応資機材、救急対応資機材の東京オリンピック消防・救急体制整備費補助金でございます。

7款1項1目財政調整基金繰入金は、一般会計分1億2,830万1,000円と斎場特別会計分2,394万8,000円を財政調整基金から繰り入れたものでございます。

その下、消防施設整備基金繰入金は、消防施設整備基金へ積み立てられたものを一般会計へ繰り入れたものでございます。

決算報告書は16ページを御覧ください。2項1目1節斎場特別会計繰入金は、財政調整基金へ積み立てを行うため、斎場特別会計から一般会計へ繰り入れたものでございます。

次に、決算書の12、13ページ下段と、決算報告書の17ページを御覧ください。10款1項1目1節消防債は、桶川西分署配備の水槽付消防ポンプ自動車及び北本東分署配備の高規格救急自動車の消防車両整備事業債、川里分署及び北本消防署の非常用自家発電装置整備事業債並びに北本消防署庁舎大規模改修工事整備事業債の合計でございます。

次に、歳出についてですが、決算書の16、17ページ中段と決算報告書の20ページ中段をお開きください。

2款1項1目24節総務課、積立金の財政調整基金積立金につきましては、一般会計分1億9,692万5,000円、斎場特別会計分1,352万3,000円、財政調整基金預金利子1万498円を積み立てたものでございます。

次に、決算書の20、21ページと決算報告書の24ページ中段を御覧ください。3款1項1目常備消防費、消防総務課、人件費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金の埼玉県市町村総合事務組合負担金を合計した人件費の総額は27億6,252万839円で、3款消防費合計額の約80.7%を占めております。

次に、決算書の22、23ページ中段と決算報告書の26ページ中段を御覧ください。庶務事業、21節

補償、補填及び賠償金は、昨年7月の定例会で報告いたしました水利調査を実施中の北本消防署の化学消防ポンプ自動車が出発した際に、道路標識への接触を避けるため一時停止し後退しようとしたところ、車両がわずかに前進して当該道路標識に車両右側中央上部が接触し、破損させた件に係る賠償金でございます。なお、組合の負担分は保険で充当しております。

次に、決算書の34、35ページ中段と決算報告書の38ページを御覧ください。北本消防署庁舎大規模改修事業、17節備品購入費は、北本消防署大規模改修に伴う家具類等庁用備品の購入費でございます。

次に、2目消防施設費、消防総務課、消防用建物等整備事業、10節需用費、修繕料は、消防本部訓練塔緊急修繕、桶川消防署車庫オーバードア修繕、その他18件分の修繕などがございます。14節工事請負費は、川里分署の非常用自家発電装置交換修繕等に係る工事でございます。

次に、決算報告書は39ページを御覧ください。警防課、消防自動車等整備事業、17節備品購入費は桶川西分署の水槽付消防ポンプ自動車等を更新したものでございます。

次に、決算書は36、37ページを御覧ください。救急課消防自動車等整備事業、17節備品購入費は、北本東分署の高規格救急自動車を更新したものでございます。

次に、決算報告書は40ページを御覧ください。鴻巣消防署管理指導課、消防用建物等整備事業、14節工事請負費は、吹上分署トイレ及び浴室改修工事1,830万4,000円でございます。

次に、決算書の同ページ下段と決算報告書の41ページを御覧ください。北本消防署管理指導課、北本消防署庁舎大規模改修事業2億9,288万500円は、庁舎大規模改修工事とこれに伴う工事管理業務委託料及びLPガス移設・撤去業務委託料でございます。

その下、4款1項1目斎場費、総務課、27節繰出金1億3,182万5,000円は、組合市負担金1億787万7,000円と、財政調整基金繰入金2,394万8,000円の合計額を一般会計より斎場特別会計に繰り出したものでございます。

その下、5款1項1目公債費、消防総務課、22節償還金、利子及び割引料、償還元金及び償還金利子は、平成7年度から令和元年度までの借入れ分22件でございます。

続きまして、議案第16号 令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、決算書の54、55ページと決算報告書の45ページをお開きください。1款1項1目1節斎場使用料は、火葬室、霊安室、待合室、式場及び小動物火葬炉の使用料、合計6,869件分は、前年度に比べ271件の増加となっております。

その下、行政財産使用料は、地元自治会が運営している有限会社県央みずほ斎場サービスの売店、自動販売機等の使用料や社会福祉協議会の自動販売機等の使用料でございます。

次に、歳出についてですが、決算書の58、59ページと決算報告書の47ページをお開きください。1款1項1目斎場運営事業、12節委託料は、県央みずほ斎苑管理グループの指定管理料1億1,258万

2,968円でございます。

その下、13節使用料及び賃借料は、本年4月より本運用を開始しております斎場予約システムに係る借上料でございます。

その下、17節備品購入費は、キャリア台車及び棺台車でございます。

次に、27節繰出金の一般会計繰出金は、令和2年11月補正における令和元年度決算剰余金と、令和3年2月補正における令和2年度不用見込額の合計を財政調整基金へ積み立てるため、一般会計へ繰り出したものでございます。

その下、斎場施設整備事業、10節需用費、修繕料は、火葬炉設備修繕、非常用放送設備更新修繕などでございます。

次に、12節委託料は、大規模改修に係る基本設計業務委託料等でございます。

以上で議案第11号から16号までの細部説明を終わります。

日高英城議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時33分)



(開議 午前10時46分)

日高英城議長 それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

小林参事兼事務局長。

小林宣也参事兼事務局長 発言の訂正をお願いいたします。

私が先ほどの議案の細部説明におきまして、冒頭、「議案第11号から議案第17号までの7議案」と申し上げましたが、正しくは「議案第16号までの6議案」ということで訂正のほうをよろしくお願いいたします。

日高英城議長 ただいまの発言の訂正の申出については、ご了承願います。

◎ 一 般 質 問

日高英城議長 続きまして、日程第6、これより一般質問を行います。

通告により、質問を許可いたします。

15番、諏訪善一良議員の質問を許可いたします。

諏訪善一良議員。

[15番 諏訪善一良議員登壇]

15番 諏訪善一良議員 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大分ここへ来てコロナ禍、北本、桶川、上尾、毎日追っているのだけれども、かなり感染が

減ってきたなという中で、まさにこういうときこそ次の第6波ですか、これに備えなければいけないと。そういうときにも、ある意味において最前線に立つのが救急隊の皆様だろうし、消防の方ではないかと思っています。

それで、件名1、第6次消防計画策定について管理者に伺う。要旨1、次期5か年計画の主な事業をお示してください。また、やはり長期的視野に立った考えが必要ではないかということでございます。

前回は取り上げさせていただいたと思うのですが、5年ごとの計画ということなのですが、やはり物事は長期的な視野に立って、5年、10年先、道路行政を見ましてもそうですが、北本市におきましても、今、西のほうに大きな道路、上尾バイパス、それから西仲通り線とか計画されているわけですが、また桶川市においても、以前たしか桶川、それから菖蒲県道、ここの右折帯の部分は、たしか立体交差も含めて、場合によると桶川消防署の移転もあったのではないかと考えています。

今日の議題にもものっていましたけれども、北本市におきましては下石戸上菖蒲県道、これは宮内、古市場部分なのですが、ちょうど東分署の部分ですが、ここも今度拡幅のほうで、消防組合から県のほうに県道の整備に使う、移管する、売却をするということで、ある程度スムーズに行っているわけなのですが、そのすぐ西側、これがなかなか買収がうまくいってなくて、東分署の面積が少し学校との間がたしか狭くなってしまって、いまだに買収が終わっていないという状況だと思えます。こういうのは、ある面においては、私たちにはかけがえのない組織であるわけでございます、ぜひ5年と言わずその先を見越した、そうした計画が、特に消防の分野では必要ではないかと思えますので、もう一度その辺につきまして原口管理者にお伺いをするものでございます。

要旨2、上尾道路・西仲通り線、これは北本市の呼称になります。桶川市はたしか西大通り線と言うのでしょうか。これが現在ほぼ上尾の地域を終わらしまして、そして桶川地域が、一昨年ですか完成をしまして、今度いよいよ北本というところになりまして、鴻巣のほうも北側から進んでいるわけなのだけれども、その道路というのは、ただ単に車が走るだけではなくて、下水であったり、それから水道であったり、それからガスであったり、多くの私はまさに文化生活における基盤の道路であると思うし、加えて大きな火災や、それから大きな災害があったときの、これは防波堤になる部分だと思っていますので、そういうような意味におきましてこの道が今進めている中にあるのですが、上尾、伊奈地区と圏央地域との連携状況においてをお伺いするものでございます。

先ほどちょっとこれは岡村議員からの質問があって、医療隊その他のほうは、たしか今言ったとおりですが、上尾、伊奈も入ってきているわけですし、そういうふうな両隣といいたいでしょうか、その間の、特に県央地区との連携というのが必要な部門がこの我が消防ではないかと思っているところでございますので、その連携交渉等をどうやっているかと。つい先日、鴻巣市で太鼓祭がグラウンドであったのですか、このときに上尾の市長もおりましたので、ちょっとどうですかと、そういう大きな感覚でやってみませんかということでお話ししたところでございますけれども、今ちょう

ど上尾は、上尾と伊奈で衛生組合の話をしているところなのだよというような話をしていましたけれども、ある意味においては、一挙に北足立という大きなくくりでやって、地方分権の私はこの一つの形が県央の所望でもあろうかと思っている見方からしてお伺いをするものでございまして、ぜひ積極的に連携交渉等も伺っていただきたいと思いますと思うところでございます。そういう趣旨で質問をさせていただきます。

要旨3番、管理者として、組合の歴史から見えてきた方向性について（事前に資料を求む。）ということで、一応皆さんのお手元に県央ができてからのいわゆる災害出動件数と、それから車両の充実と、それから人員等の一覧表を、ちょっと事務局にお願いをいたしまして作っていただきました。これらから読み取れる部分を、やはり歴史といいたいでしょうか、過去を見て未来を予測してつくっていくというのが私たちの役割でもあると思うし、特に管理者の気持ちが必要ではないかと思っておりますので、この少し細かい資料のほうを、事務局に無理を言ってお願いして作っていただいたところでございますので、併せて参考にさせていただければありがたいと思います。併せて救急車の出動状況についても同様の趣旨にて、PA連携の状況と必要性を含めて伺いますということです。これ一番上段にありますように、車両の出動件数、出場車数は、途中の平成12年からとにかく増えていると。いわゆるPA連携といいたしまして、いわゆるポンプ車、それからいわゆる救急車、アンビュランスですか、この連携ができてきまして、一方では救急車を呼ぶと消防車が来てしまっぴっくりするという部分もあるわけですが、この辺につきましても、両方を含めてその必要性を含めて考えていただきたい。特にポンプ車は相当、見ても分かりますように車両自身も大きいですから、狭いところにも入りますと、ちょっと入っていけなくなってしまうのではないかと。主な役割というのが、主にどうも人員の救急車の補助のような内容でありましたので、その辺は考えたらいかがでしょうかということでお伺いするものでございます。

要旨4、消防として、その他できることについて。ここの資料のほうにも載っていますし、火災出動というのが、いわゆる防火が、例えば機械関係のタイマー付きのストーブだとか、または防火剤を多く使うようになったとか、いわゆるそういう意味においては、かなり防火の面において進んできたものです。おかげさまでこの平成8年度中と比べると火災の件数が半分になっているということで、非常にまさに消防の役割が十分に果たされた結果だと評価できるところでございまして、その辺につきましても、その他、消防としてはその他でできること、このほかにです。予防その他があるのではないかと思うのですが、その辺についてももしお考えがあればここにおいてお答えいただきたいと思えます。

要旨5、管理者の任期について伺う。これは前回も伺ったと思うのですが、この県央地域は圏央道も開通しまして、さきにも言いましたように、特に西のほうのバイパス、水もそうなのですけれども、桶川市の役割というのが非常に大きくなってきていると思えます。そんな中で、慣例としてなのかもしれませんが、管理者がずっと鴻巣市長を兼ねていると。この辺で任期というものについ

て、ある面においては課題がある、多い分の方がある意味においてもなってもいいのではないかと
思いまして、その辺についてそろそろお考えになってはいかがでしょうか。一応県央消防ができ
てもう24年になりますし、どうなのでしょうかと。何かまた支障があるのであればやむを得ないの
ですが、いかがでしょうかということでございます。

件名2、広域的な見地に立った消防体制について管理者に伺う。要旨1、圏央道や上尾道路等々
交通の広域性の充実に合わせた人事の交流が必要ではないか。特に「広域的な体制づくり」をお考
えになりませんかということで、できれば大体目に浮かぶのは、この元荒川と荒川の間のいわゆる
昔の北足立郡です。こういう流れで、大体南北のこの地区は交通体制がほとんどできていまして、
やっとなんていいでしょうか、圏央道が今度はちょうどその県央を横切る形で開通しまして、加えて川
の流れといいましょうか、水の流れも大体鴻巣、北本を通ってきまして、桶川、そして上尾と流れ
ていっている状態でありますので、そういうような地政学も踏まえた中において、やはり一番はも
ともと住んでいた人だと思っています。人事の交流をすることによって大震災や大きな課題等につ
きましても、私は対応は非常にしやすくなるし、ふだんから交流をしておく必要があるのではない
かと。そういうのにはまず人かなと。人に対する交流の計画はありませんかというお尋ねでござい
ます。

件名3、火災予防について管理者に伺う。要旨1、晩秋・初冬における落ち葉等のたき火につい
て、どのように市民に向けた周知を図っていますかということで、皆さんにチラシのほうを、これ
は県の発行しているものですが、配らせていただきました。ちょうど先週の日曜日の日もちょっと
市内をぐるっと回って見たのです。大体やっぱり5か所ぐらい火を燃していたのです。去年もちよ
うど私のほうに連絡があったのが、ちょうどそういったものが5件ほどありまして、いわゆる消防
車が来たよと。消されてしまったよと。今の話。それからあと警察に呼ばれて、この人に呼ばれた
よと。県警本部にも呼ばれたよということで、本人びっくりしていまして、このチラシを見ますと、
この北本市も今から平成十二、三年前までは、なるべくごみを減らそうということで、自宅で燃や
してくださいみたいなことで、補助金も出ていたことだと思うのですが、チラシを見ますと不法投
棄、これもそれは当然犯罪なのでしょうけれども、それから野外焼却も犯罪ですよということで、
途端に今度は犯罪ということで警察ということに結びつく。それから、焼却ということで、これは
消防ということになってくるということであって、臭いとかそれから煙、これらから見ると今度は
環境問題ということで一応連絡が入るということで、ある意味においては取締機関といいましょ
うか管理部門というのが、警察であり、そして消防であり、そして環境の問題であるということ
で、ある意味においては行政などがばらばらではないかなと思います。ちょうど去年の春先にもこの質
問をさせていただいたのですが、ちょうど今、落葉期で、ちょうど早く春に咲く梅やそれから桜は
大体ほぼ散ったのかなと。まさに11月、12月、これは落葉期でして、ふだんに燃やしていた人もい
るわけですがけれども、この辺につきましてはもう少し時期的なものを考えて、市民の皆さんに啓発

といいたいでしょうか、お知らせをしていくべきではないかと思う観点からの質問でございます。ぜひ消防として取り組むことによって非常に火災も減っていますし、非常にいい傾向なのですが、ふだんの生活の中からもそのような火災が出ないようにしていくのが、また当組合の役割ではないかと思う観点からの質問だったのですが、ご答弁のほうをよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

日高英城議長 それでは、諏訪議員の1回目の質問が終わりました。

順次答弁を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 それでは、諏訪議員の一般質問につきまして順次お答えをいたします。

件名1の要旨1について、消防力等整備計画は、あらゆる災害から生命と財産をしっかり守り、安心安全な住民の暮らしを確保し、信頼される消防を目指すとともに、関係機関などと連携強化し、総合力を発揮する。これを基本方針としてそれぞれの時代の変化に対応すべく、5年ごとに消防力等整備計画を策定し、対応してきたところです。

第1次消防力等整備計画の策定から現在までを振り返りますと、少子高齢化、独居化、気候変動に伴う気温の上昇や豪雨、道路交通網の発展など社会情勢は大きく変化する中で、救急需要の増大、災害の大規模複雑化、特殊災害への対応など、消防を取り巻く環境も大きく変化してきました。

第6次消防力等整備計画については、これまでの基本方針を継承しながら、人口動態、経済情勢、道路網の整備、消防需要などを長期的な視野に立って策定させております。さらに、大規模地震の発生が危惧される中で、新型コロナウイルス感染症の状況や財政状況を注視し、国や県、他の消防本部の動向を見ながら時代の変化に対応すべく、実効性のある計画とするよう指示しております。

なお、次期5か年計画の主な事業については、消防長から答弁させます。

次に、要旨2についてお答えいたします。令和3年7月議会定例会以降、新たな連携交渉は行っておりませんが、現在の状況については消防長に答弁させます。

次に、要旨3についてお答えいたします。当組合では消防の広域化以降、庁舎などの施設、消防車両などの設備も整備、及び職員の増員により消防力の強化を図ってまいりました。今後も社会環境の変化を的確に捉え、重点的かつ効果的な施設、設備の整備を行い、消防力を強化し、組織としての質を向上させていきたいと考えております。

なお、救急車の出動状況とPA連携の必要性及び要旨4については、消防長から答弁をさせます。

次に、要旨5についてお答えいたします。管理者の任期につきましては、令和3年7月議会でも答弁させていただきましたとおり、埼玉県央広域事務組合規約第9条で、「管理者及び副管理者の任期は、組合市のそれぞれの職にある期間」と規定されておりますので、これに基づき対応しているところでございます。

次に、件名2、要旨1についてお答えいたします。圏央道と連携する上尾道路が国道17号及び熊谷バイパスに接続しますと、埼玉県中央地域での南北交通軸として沿線地域は発展し、建物は大規模化するとともに、消防業務も高度化、複雑化、多様化することが予想されます。これに適切に対応していくため、今後、国、県及び近隣消防の広域化に向けた状況などに変化が生じた場合は、人事交流も含め広域化を検討していきたいと考えております。

件名3の要旨1は担当より答弁させます。

以上でございます。

日高英城議長 新井消防長。

〔新井 正消防長登壇〕

新井 正消防長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

第6次消防力等整備計画の主な事業について順にお答えいたします。まず、令和4年度に北本消防署のはしご付消防ポンプ自動車の更新を計画しております。

次に、令和6年度竣工を目標に、鴻巣消防署鴻巣天神分署整備事業、令和8年度竣工を目標に桶川消防署桶川西分署整備事業を計画しております。また、令和8年度に高機能消防指令装置及び消防救急デジタル無線装置の更新事業を計画しております。なお、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車などは更新基準に基づき整備を進めてまいります。

次に、要旨2についてお答えいたします。現在の状況についてですが、国及び県の消防広域化重点地域の枠組みに指定されている上尾市と伊奈町は、令和5年4月1日の広域化を目指し、協議を進めている状況のため、当組合は新たな交渉は行っておりません。

次に、要旨3についてお答えいたします。本日配布させていただきました資料の「組合発足後の災害出動件数等の推移について」を説明させていただきます。上段の災害出動件数を御覧ください。火災出動件数については、枯草火災などの減少により、組合発足以降減少傾向にあります。救急出動件数については、高齢者の救急出動を中心に増加の一途をたどり、平成8年と平成28年を比較しますと約2倍の出動件数となります。なお、令和2年中は新型コロナウイルス感染症の影響により減少いたしました。

救助出動件数は、独り暮らしの高齢者と連絡が取れないなどの出動により増加傾向となっております。

その他の出動件数については、オイルなどの危険物排除、自動火災報知設備の誤発報、平成12年から開始したPA連携などが挙げられます。その他の括弧内はPA連携による消防ポンプ車の出動を示しており、平成18年中と令和2年中を比較しますと約2倍に増加するなど、その他の出動件数に占める割合は高くなっている状況です。

このPA連携でございますが、迅速な救急活動と救命率の向上を目的に、消防ポンプ車による人的支援及び安全管理を実施するため、救急車と連携して出動することをいいます。消防ポンプ車の

出動基準は、1つ目として、119番通報内容などから傷病者が重症以上であると判断した場合、2つ目として、救急車の現場到着が遅延すると予想される場合、3つ目として、建築物の構造で搬出が困難と判断した場合、4つ目として、国道17号線などにおける交通事故で二次的災害防止（P. 23「発生」に発言訂正）を防止する必要がある場合などを基準としております。救急車の活動に消防ポンプ車をプラスすることで迅速かつ効果的に傷病者を搬送する支援体制であり、現在では必要不可欠なものと考えております。

次に、資料中段の車両台数及び下段の職員数推移を御覧ください。消防車両については、更新基準に従い整備し、救急車、救助工作車、はしご車などそれぞれ1台ずつ増車し、職員数については、組合発足時284人でしたが、現在331人となっております。このように、消防本部全体が保有する車両や職員が増えたことにより出動体制が充実し、複数の災害が発生した場合でも対応が可能となりました。

次に、要旨4についてお答えいたします。消防業務は、消防法で定められている火災、救急、救助といった災害現場活動や予防業務などであり、法の範囲を超えて行うことはできません。しかしながら、近年の社会情勢の変化や技術の進歩により、消防業務においても専門的で詳細な業務への取組が求められております。こうした中、当組合の具体的な取組を申し上げますと、救急需要の増加や高度化への対応として、救急現場へ消防ポンプ車を出動させるPA連携を実施しております。また、火災の予防と被害を軽減するため、立入検査の重要性が増しており、毎日勤務者だけで行っていた防火対象物や危険物施設に対する立入検査業務を交代制勤務者へ拡大して実施しております。

以上でございます。

日高英城議長 卯月副参事兼予防課長。

〔卯月光弘副参事兼予防課長登壇〕

卯月光弘副参事兼予防課長 件名3、要旨1についてお答えいたします。

初めに、火災発生件数とたき火が関係する出動件数などについてご説明いたします。令和3年中の火災発生件数は、10月末現在56件で、焼却を含むたき火が原因となった件数は、鴻巣市6件、桶川市4件、北本市3件、合計13件で、落ち葉の焼却による火災は北本市で2件発生しています。

また、火災には至りませんが、令和3年中の焼却に起因する警戒出動や業務出向の件数は、10月末現在、鴻巣市42件、桶川市24件、北本市13件、合計79件で、落ち葉の焼却は桶川市で2件出動しております。

次に、焼却やたき火による火災減少に向けての周知でございますが、令和3年9月、組合ホームページに「たき火に注意」と題して掲載をしました。主な内容は、火災予防条例に基づき、可燃物の近くでたき火をしないこと、消火の準備をすること、火煙が発生する場合の届出などについての注意喚起でございます。また、組合市の広報紙10月号に枯草火災などの注意について掲載を依頼し、

「県央だより」12月号には、焼却やたき火による火災に注意するよう紙面に掲載し、管内の各世帯へ配布を予定しております。

なお、消防団との連携も有効でございますので、各組合市の消防団会議を通じて、焼却やたき火の注意喚起について協力をお願いいたしました。

これからの季節、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期を迎えますので、直接住民と接する訓練指導の機会や消防車両による防火広報に重点を置き、焼却やたき火による火災発生防止について、火災予防上の観点から継続して周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

日高英城議長 諏訪議員。

15番 諏訪善一良議員 答弁ありがとうございました。それでは、引き続いて2回目の質問をさせていただきます。

今の管理者の答弁、件名1の、それから要旨1、比較的前回と違ったのかなと思っております。やはり道路条件がどんとん変わってきていますので、長期的に見てやっていかないと、後々やはり県、国、また主要道路等はかなり以前から決まっておりますので、それに合わせてやっていってもらいたいと思っております。

ちょっと飛んでしまうような感じになりますけれども、今の答弁の中で、これは担当課の答弁でしたか、桶川の西についても言ったと思うのですが、これにつきましても一応圏央道が整備されたし、それから上尾道路、これも着々と今進んでおりますし、桶川におきましては、川越桶川栗橋県道、やっぱりこういうのに面したところのほうが社会対応ができるのではないかと考えていますので、その辺も含めて、この土地の確保予定、これがどの辺まで進んでいるかもし分かれば、長期計画になると思いますので、お示しいただきたいと思います。もし分からなければ、例えば地元の副管理者のほうの腹案でもあるのならば示していただければ安心できるかと思っておりますので、ぜひ今の答弁にありましたように、まさに安全安心、しっかり守る立場で長期的に示していただければ市民の皆さんも安心できるかと思っております。

それから、次にちょっと飛びますけれども、2番目になりますが、連携交渉について、一応答弁ではしていないという話だったのですが、まさに県央という大きな組合の中ではトップ外交が必要になるのだと思うのです。だから、今どうも上尾と伊奈でそういうような交渉をしているというのですから、やっぱり私はコンピューターやいろいろな設備等々も出来上がってから言うのではなくて、ある面においては、トップが上尾、伊奈等のトップに話をしていくという姿勢がないと、できてしまってからまたソフトを入れ替えるなんてことになると二重手間になると思うのですが、見ようによっては、どうですか、逆に今がそういう、今上尾、伊奈が交渉中だというのなら、今こそチャンスではないですか、トップ外交の。その辺について原口管理者はどうお考えでしょうか、お伺いをいたします。

続きまして、消防としてはその他できること、今人員の有効活用の話が出ておりました。まさに平時において検査等を多くやっているということで、それが火災の減少につながっているような答弁でございましたけれども、まさに平時における啓蒙活動、これは非常に重要だと思っています。いわゆるたき火関係ですか、件数が4件、2件、桶川、北本、鴻巣もいろいろあったようでございますが、これいかがでしょうか、事前にたき火なんかは消防署に電話していただいて、時期とか規模とか、それから周りに民家があるかないか、電話でもいいから連絡してもらおうということになれば、事前にある意味ではそれも一つの予防活動になると思うのですが、今はそういうのをやっていないのでしょうか。そうしてもらえれば、風向きなんかもありますし、臭気、煙、その他の問題等も含めて、周りの状況等も電話で聞いておいてあげれば、もし連絡が警察にあったり消防にあっても、対応がスムーズにできるかなと思うのですが、何か文書で届出書はあるようでございますけれども、そうではなくて、大きいのはそれでそのほうがいいのかもしれませんけれども、ごくごく今大体昔の農家なんかですと、この北側と西側にはいわゆる屋敷林がありまして、これは大体ほとんど冬場になると日がよく入るようにするのでしょうか。落葉樹が多いですよ。今これからまさに落葉の最盛期になりますので、今聞くと広報で知らせるということで、3件目でありましたけれども、ぜひそういうことも市民から、消防署がこのチラシで見ると犯罪だと書いてあるとこれは警察になっているし、臭いがあるというのはいわゆる環境問題だよと、こうなってしまうので、一番なじみがあるところは消防署のほうです。出してもらったらどうでしょうかと。半分提案ではございますが、ご検討いただけないでしょうか。もしまたご答弁いただければありがたいと思います。

ちょっと関連で、件名3に飛んでしまいましたけれども、要旨の3番ですが、PA連携です。これポンプ車はかなり大きいですよ。これ先ほど答弁の中で5点程度ですか、挙げていただいたけれども、人員のいわゆる支援等であるならば、どうなのですか、もう少し小回りが利くというのでしょうか、小さな車で、ポンプ車はかなり大型ですから、そういうような機動性は持ってもいいのではないかと思いますのですが、これはあくまでですが、PA連携はポンプ車に限らなければならないということなのではないでしょうか。それとも、いやいやそうではなくて、人員の支援であるならば、例えば今はマンションなんかありますから、確かに支援が必要な部分、また高齢者とあると思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。あくまでこれはポンプ車でなければPA連携はならないと。いわゆるポンプ車が出ているのだよと。または、ポンプ車以外が出た例があるかどうか。これは、かなりのこれ救急車呼ぶといたら消防車に来てしまったよと、びっくりしましたという人が何人か聞きましたので、そういうような出動の仕方ができるのであればいかがでしょうかという部分でお聞きをいたします。

それから、消防として、その他できること、多分予防活動だと思っていますけれども、それについては検査、その他の充実、今後ともお願いをしておきます。

それから、その次、件名2の人員の交流の問題です。やっぱりいろんな他の町の状況を知ってお

くという意味から含めて、かなりこれは積極的にやるべきではないかと思うのですが、さっきも言いましたように、大体高崎線を中心として、高崎線が南北にこの県央を全部貫いていますし、中山道、それからいわゆる国道17号、それから今度は西側にいわゆる上尾バイパス、大きな道路が南北に通るわけですし、さっきも言ったように、川の流れといたしましうか、水の流れも大体北本の水はほとんど桶川を通過して、それから江川だつてあれば一応上尾の畔吉程度に流れて、一応荒川に流れ込むのですけれども、そういうような流れからしましても、ぜひ上尾、伊奈地区、道路交通上も含めて人事交流をまずやったらどうでしょうか。そうすることによって、私は職員の皆さんの知識、私たちの考えも広がっていくことによって、こういう広域行政のある面においては、これは一つの受け皿というのですか、体制が取れると思うのですが、いかがでしょうか。ぜひそこは性急して考えていただきたいと思ひます。

件名3につきましては、今、落葉期、先ほど答弁にありましたので、ということではありますが、さっき質問させていただきましたので、その範囲で答弁していただければと思ひます。よろしくお願ひします。ちょっと長くなりました。

日高英城議長 原口管理者。

原口和久管理者 それでは、再質問についてお答えします。

要旨1と要旨2について私のほうからお答えをさせていただきます、その他については担当のほうから説明させます。

まず、桶川西分署の関係でありますけれども、北本東分署の用地選定、非常に用地を選定するのは大変重要なものがありまして、当然地域の实情に詳しいということで、北本市のほうにお願いをしながら、現在の東分署を移転させて建設地といたしたところでありまして、桶川西についてもまさにそのとおりでございまして、この消防署、当然この消防というのは非常に重要な役割を果たしているというのは、地域の皆さん、当然周知はしているのですけれども、近くにあるのが果たしていいのかどうかというのが、そこが非常に難しいところもございまして。いつでもすぐ来てもらえるという考えももちろんありますけれども、なかなか近くでいつもサイレンが鳴っているとうるさくてしょうがないとかありますので、そういうところはやはり桶川市にお願いをしまして、桶川市の担当の皆さんと地域の皆さんがうまく連携をさせていただきながら、協力をいただきながら用地の選定、そして当然さきの議会でも申し上げましたけれども、この県央広域事務組合としてどうしてもこういう方法がいいのだということもお話をさせていただきながら、桶川市さんと協力をして用地の選定をさせていただければというふうに思っております。

次に、この2点目の連携交渉ということでもあります。上尾、伊奈との長期的な連携を当然しなくてはいけないのだろうということを言われましたけれども、私もまさにそのとおりでなというふうに思っております。この上尾、伊奈とも、前にも私お話をさせていただきましたけれども、約10年前になりますか、上尾市さんのほうにも、上尾消防とこの県央の消防と一緒にし

た体制づくりをしようよということでお話をさせていただきましたけれども、いい回答がいただけなかった。非常に私も残念であります。ただ、そんな中では、消防の役目以外についても、県央広域事務組合としては、救急出動、消防出動、かなり貢献をさせていただいております。既に協力についてはしっかり連携をすること、これは近隣の消防署は当然の責任もあることだと思っておりますので、そういう連携をしっかりしながら今後の推移を見守っていただければなというふうに思います。

日高英城議長 新井消防長。

新井 正消防長 答弁で1点ちょっと修正をさせていただきたいと思えます。

PA連携の4つ目として、国道17号線などにおける交通事故で「二次的災害発生」を「防止」と言ってしまいました。「発生」に変更させていただきます。申し訳ありませんでした。

それでは、PA連携は、もう少し小さい車でできるのではないかとということなのですが、当消防本部では、ポンプ車は水槽付消防自動車ということで、水槽、水を1,500リッターか2,000リッター積んでいる消防車がほとんどの消防車になっております。これは、分署なんかでは救急車と消防車を運用している中で、やはり火災の対応はもちろんメインですので、そういう形で消防車を運用しておりますので、そこで小さい車にしますと、火災の今度対応が不十分になってしまう、そういう関係もございますので、議員さんご指摘のように、車が大き過ぎるのではないかといいますが、火災の対応をメインとして消防自動車は今のままで。PA連携に関しましては、救急車は大体その現場の近くまで、本当に玄関まで行くのですけれども、狭いところでは行けないのではないかといいご指摘なのですが、人的支援が結構多いところで、警防隊、ポンプ車の隊員にあっては、広い道に車を置いて、鍵を閉めてそこから駆け足で行ってすぐ支援をすると、そういう形は取っておりますので、この支援に対して遅れるとかそういうことはないと思っておりますので、今の消防自動車ですべていいかと考えております。

また、人事交流の件なのですが、上尾、伊奈さんとは、救急に関しては年何回かの研修会を一緒にしております。また上尾さんとは荒川の水難救助訓練をやります。それはもう大分前から、何年も前から、救急に関しては十何年も前からその研修会を一緒にやっておりますので、顔の見える関係に関しては、上尾、伊奈の職員とはそういうところは構築できているのかなとは考えております。また、今年に入りましては、NBC関係の研修を新たに上尾、伊奈と当消防本部の職員で研修をしております。今後もそのような研修や訓練をしながら、上尾、伊奈職員との交流を深めていただければと考えております。

以上でございます。

日高英城議長 卯月副参事兼予防課長。

卯月光弘副参事兼予防課長 火煙発生届出書と電話連絡の関係についてお答えいたします。

火災予防条例第45条第1号では、火災と紛らわしい煙、または火災を発生おそれのある行為については、あらかじめ消防長に届け出るよう規定しております。令和元年度は147件、また令和2年

度は135件の届出がございました。また、この様式は火煙発生届出書として規則で定め、届出があった際は、目的、日時、場所、責任者、焼却内容などを確認しております。特に焼却場所につきましては田畑の場合が多く、住所、地番だけでは把握が困難なため、地図を広げまして届出者と間違いないよう確認しているところがございます。また、この届出書を受理した後は、消防本部指令課、各消防署、分署へ送付し、情報を共有し、対応しております。今後も火災予防条例に基づきまして、事前の届出をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

日高英城議長 諏訪議員。

15番 諏訪善一良議員 今、消防長のほうから、人事交流については年何回かやっているよと。荒川に対する研修なんかもやっているよと言っていたけれども、人の、例えば県から北本へ来ている職員がいたり、また北本市から派遣を出している、そういう人間的な交流のことを私は申し上げているので、研修その他一緒にやっている、それより以上に実利を上げるには人事交流が必要ではないかと私は申し上げているわけでございます、その辺は場合によったら一番人事権を全部握っている原口管理者のほうがいいのかと思うのですが、どうでしょうか。人をその近隣と3人なり4人なり交流させて、やっぱり地政学とかそういうのを覚えてもらう、勉強してもらうという部分もあると思うのですが、訓練を一緒にするだけではなくて、そのほうがより濃密な交流もできるのではないかと、こう思うのですが、いかがでしょうか。これにつきましては、できればでは管理者、または消防長含めてご答弁ください。

それから、ちょっと時間がないようですから、消防法に基づいて届け出ると。147件、135件出しているのだと。これは文書によってですよ。そうではなくてもっと簡易に、あっちこっちたき火やっていますから、さっき言いましたように先週の日曜日回ってみただけでも、西側でも五、六件やっていたのです。こういうのが文書でもって持ってきてやっているのではなくて、さっきも言ったように電話でも、火災だから警察に電話ではなくて、まず消防署が受付になってすれば、そういうのが掌握にはかなり役に立って職務対応できるのではないかとと思うのですが、またちょっと順序が逆になってしまうと思います。やっぱり消防長、どうだろう、ポンプ車に限らなくてもいいのであれば、人員の支援することのほうが、ポンプ車を置いて近くまで行って鍵かけて動かないようにしてからやるというのではなくて、人員の支援で済むような部分であれば、これは救急車の補助に行くわけだから、大きい水槽車を乗せたポンプ車が行く必要ないのではないかとと思うのですが、ご検討いかがですか。時間がないのですが、以上で終わります。

日高英城議長 原口管理者。

原口和久管理者 今の人事交流について諏訪議員から3回目の質問がありましたけれども、人事交流、今県央広域消防組合としては、それぞれの市のほうに派遣をさせております。当然相手の市のほうからも人事交流ということで来ております。そういう消防としての知識というものもそれぞれの市

と連携をさせながら消防体制というものを各市町のほうで活躍をしてもらうような形になっております。

それと、県のほうにも派遣をしております。埼玉県危機管理防災部の消防課、あるいは埼玉県防災航空センター、埼玉県消防学校、こういうところに派遣をして、それぞれの県との交流を図ることによりまして、埼玉県内の実情あるいはその職員の知識の資質を向上させる、そういう目的で行っておりますし、消防学校では教官として派遣をさせていただいて、それぞれ若手職員の研修に携わっている。そういうこともして、この県内様々なところと、県内のほうではそれぞれ消防の職員も派遣をされておりました、そういう交流をしっかりと行っております。

人事交流、上尾、伊奈とするのがいいのかというのがありますけれども、やはり県内全域を見ながら、当然消防というのは、あるいは救急というのは隣の町でも出動することもあります。交流を深めるということは非常に重要でございます、上尾だけではなく、また全域にこういう交流を図っていただければなと思っております。ただ、上尾、伊奈が統合して新たな組合等をつくるということになれば、その時期を見ながらどんな交流ができるのかというのもしっかり調整をできればなというふうに思います。

日高英城議長 卯月副参事兼予防課長。

卯月光弘副参事兼予防課長 質問にお答えいたします。

第45条第1号の火煙と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為についての届出でございますが、こちらにつきましては、全国の消防本部でこちらの条例のとおり届出によりまして、書面により現在頂いているところでございますので、引き続き書面を頂きながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

日高英城議長 新井消防長。

新井 正消防長 P A連携の車両を小さい車というご質問なのですけれども、この消防ポンプ自動車、県央で装備している車は、国の基準に合った消防自動車を各分署、署に配置しております。そういう関係もありますので、先ほども申し上げましたように、火災に対応するということでの消防ポンプ自動車でありまして、もしそれを乗り換えていくとなると、今度火災のほうに対応できなくなってしまう。そういうことがありますので、先ほども答弁させていただきましたけれども、消防自動車でその現場に行き、ちょっと遠かったら隊員が駆け足で行って対応するというのを今後も続けていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

日高英城議長 以上で15番、諏訪善一良議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時42分)

◇

(開議 午前11時43分)

日高英城議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第11号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第7、議案第11号 埼玉県央広域事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第11号 埼玉県央広域事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第12号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第8、議案第12号 埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第12号 埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員でございます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第9、議案第13号 令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第13号 令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第10、議案第14号 令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の8、9ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、10、11ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第14号 令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時47分）



(開議 午前11時48分)

日高英城議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第15号、議案第16号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第11、議案第15号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について及び議案第16号 令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についての2件を一括して議題といたします。

田口代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。

〔田口 勉代表監査委員登壇〕

田口 勉代表監査委員 ただいま議長からご指名をいただきました代表監査委員の田口でございます。ただいまから令和2年度の決算審査につきましてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から審査に付されました令和2年度埼玉県央広域事務組合の一般会計並びに斎場特別会計の歳入歳出決算につきましては、去る8月26日に埼玉県央広域事務組合の2階会議室におきまして、保坂監査委員とともに決算審査を実施いたしました。その結果、決算の計数は正確で、内容は適正なものと認められました。

なお、予算の執行状況などにつきましては、お手元の決算審査意見書18、19ページの決算審査意見を御覧いただくということで、ご説明を省略させていただきたいと存じます。

以上でご報告を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

日高英城議長 次に、決算審査報告に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、決算審査報告に関する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時51分)

(開議 午前11時52分)

日高英城議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

これより議案第15号の質疑に入ります。

初めに、決算書8、9ページから12、13ページまでの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、14、15ページの議会費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく14、15ページから20、21ページまでの総務費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、20、21ページから36、37ページまでの消防費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、36、37ページの斎場費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく36、37ページ及び38、39ページの公債費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、38、39ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、40ページの実質収支に関する調書及び42ページから45ページまでの財産に関する調書の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第16号の質疑に入ります。

初めに、決算書54、55ページ及び56、57ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出について質疑に入ります。

初めに、58、59ページの事業費に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく58、59ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、60ページの実質収支に関する調書の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、議案第16号についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第15号 令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり認定されました。

議案第16号 令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり認定されました。

◎ 議案第17号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第12、議案第17号 埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第17号 埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎ 管理者のあいさつ

日高英城議長 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集を賜り、ご提案申し上げました各議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、それぞれご決定賜りましたことを心からお礼申し上げます。

結びに、これから一段と寒くなってまいりますので、議員の皆様におかれましては、健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心から祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎ 閉 会 の 宣 告

日高英城議長 以上をもって、令和3年11月埼玉県中央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時59分)

参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

令和3年11月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
11	埼玉県央広域事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	11	11月9日	原案可決
12	埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	12	11月9日	原案可決
13	令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第2号)	13	11月9日	原案可決
14	令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第1号)	14	11月9日	原案可決
15	令和2年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について	15	11月9日	認 定
16	令和2年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について	16	11月9日	認 定
17	埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	17	11月9日	原案可決

議 長 日 高 英 城

署 名 議 員 山 中 敏 正

署 名 議 員 阿 部 慎 也